

平成 27 年 9 月作製

平成 28 年 4 月第一次改訂

令和 2 年 4 月第二次改訂

令和 6 年 4 月第三次改訂

令和 8 年 4 月第四次改訂

障害福祉サービス 障害児通所支援 のご案内



CITY OF SHIZUOKA

静岡市

障害福祉サービスの種類

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

重度訪問介護

居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

行動援護

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に困難を有する人に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要となる外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス

生活介護

常時介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行い、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴・排泄・食事などの介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。

就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するとともに、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業所等との連絡調整その他必要な支援を行います。

就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

就労継続支援B型

生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

一般就労へ移行した方が就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるよう訪問、来所により必要な支援を行います。

自立訓練（機能訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上等のために、入浴・排せつ・食事などに関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

居住系サービス

施設入所支援

障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事などの介護を行なうとともに、生活などに関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間及び休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴・排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

宿泊型自立訓練

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力等の維持向上のために、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

相談支援サービス

計画相談支援

特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。

また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。

地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設や精神科病院、救護施設や矯正施設等に入所・入院している障がい者が、地域生活へ移行するための支援を行います。

地域相談支援（地域定着支援）

単身の障がい者の方などで地域の生活が不安な方に対し、電話相談や緊急訪問などを行うことで安心して地域での生活ができるよう支援を行います。

障害児通所支援の種類

通所サービス

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援（療育）を行います。

また、肢体不自由のある児童に対して治療を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのため施設に通所することが困難な、未就学の障がい児に、支援員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応の訓練を行います。

放課後等デイサービス

学校の授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援（療育）を行います。

保育所等訪問支援

保育所などを訪問して、児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

相談支援サービス

障害児相談支援

障害児相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害児通所支援事業者などと連絡調整を行います。

また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。

利用者負担について

利用者負担上限月額

利用者の属する世帯の所得区分に応じ、下表のとおり1か月における利用者負担額の上限額が設定されます。

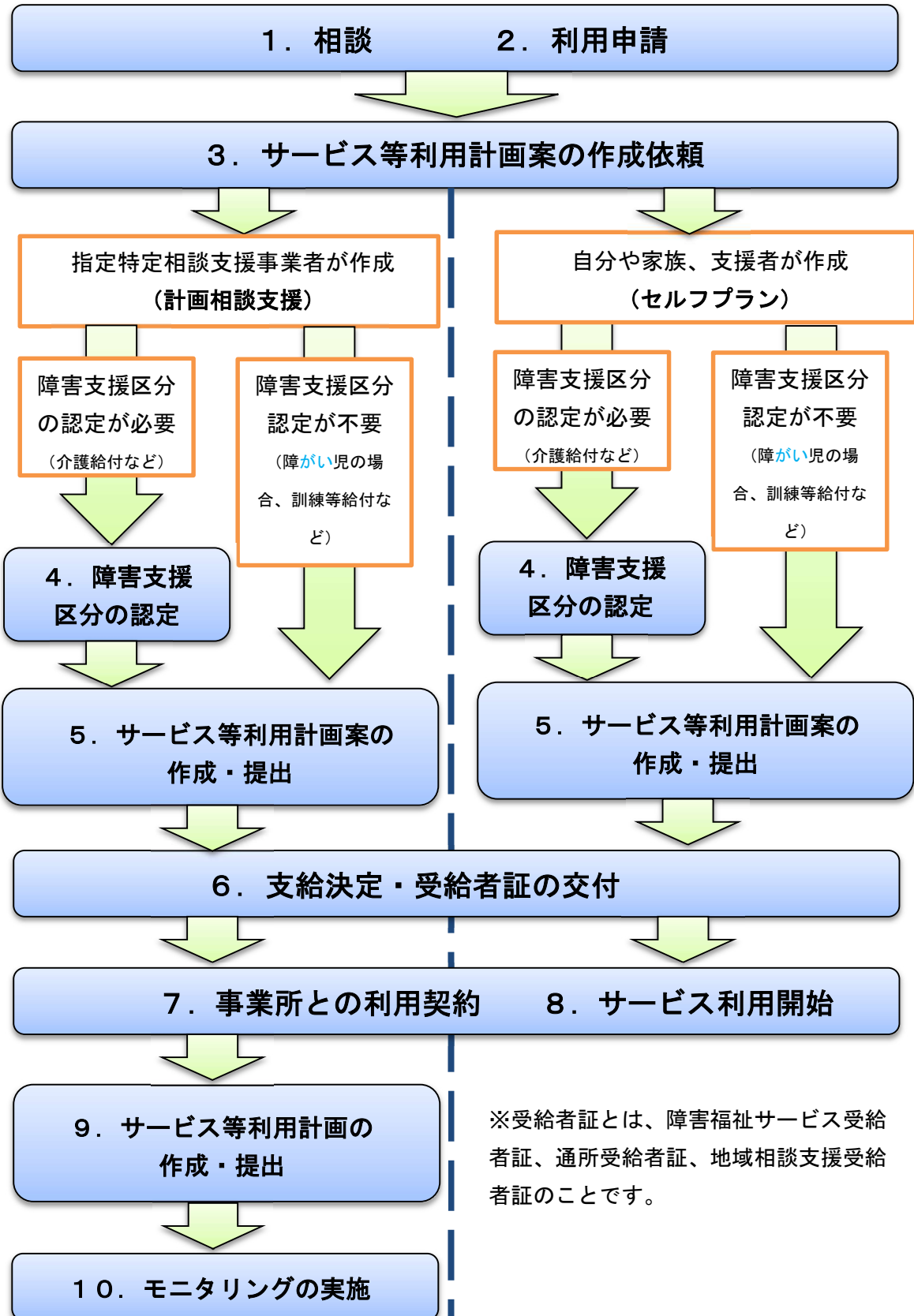
原則としてサービス提供に要する費用のうち1割に相当する額が利用者負担額となりますが、その額が負担上限月額を超過する場合、負担上限月額が利用者負担額となります。

所得区分		負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援法に基づく支援給付受給世帯	0円	
低所得1	市民税非課税世帯 障がい者又は障がい児の保護者の収入が年間80万円以下の方		
低所得2			「低所得1」に該当しない方
一般1	市民税課税世帯で①又は②に該当する方		
	①居宅で生活しており、A又はBに該当する方 ※グループホームに居住する方、宿泊型自立訓練、を受けている方は除きます。		
	A	市民税所得割が16万円未満の障がい者	9,300円
	B	市民税所得割が28万円未満の障がい児	4,600円
	②20歳未満の施設入所者で市民税所得割が28万円未満の方		9,300円
一般2	市民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）		37,200円

所得を判断する際の「世帯」の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯 (単身赴任等で別住所となっている場合も含む。)

申請から利用までの手続きなどについて



障害支援区分と障害福祉サービス

障害福祉サービスでは、サービスごとに対象者の要件が定められています。

各サービスにおける障害支援区分の要件は以下のとおりとなります。

なお、障害支援区分以外にも必要となる要件がある場合もありますので詳しくは申請・相談窓口までお問い合わせください。

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
居宅介護	→						
重度訪問介護	→						
行動援護	→						
同行援護	→						
重度障害者等包括支援	→						
短期入所	→						
生活介護	→				⇨		
就労選択支援	→						
就労継続支援A型	→						
就労継続支援B型	→						
就労移行支援	→						
自立訓練（機能訓練）	→						
自立訓練（生活訓練）	→						
施設入所支援	→			⇨			
共同生活援助	→						
療養介護	→						
宿泊型自立訓練	→						

⇨ 50歳以上の場合

申請・相談窓口

葵区にお住まいの方

葵区役所 葵福祉事務所 障害者支援課 給付係

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 葵区役所2階

TEL 054-221-1589 FAX 054-254-6322

駿河区にお住まいの方

駿河区役所 駿河福祉事務所 障害者支援課 給付係

〒422-8550

静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所1階

TEL 054-287-8690 FAX 054-287-8660

清水区にお住まいの方

清水区役所 清水福祉事務所 障害者支援課 給付係

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所1階

TEL 054-354-2168 FAX 054-352-0323

◆制度に関するお問い合わせ◆

保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課（自立支援係）

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎本館15階

TEL 054-221-1098 FAX 054-221-1108

<作製者>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課自立支援係

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所新館15階

[電話番号] 054-221-1098 / [FAX] 054-221-1108